障害者権利条約
～国連から日本への勧告について～

Nothing about us,without us!

DPI日本会議事務局長　佐藤　聡

佐藤　聡（さとう　さとし）

1967年　新潟県生まれ。

　9歳で障害をもち、4年間入所施設で暮らす。

関西学院大学で自立障害者に出会い、自立生活運動に携わる。

　1991年からメインストリーム協会で、重度障害者の自立支援、交通バリアフリー運動、介助制度づくりを行う。

　2014年からDPI日本会議で、障害関連法制度の拡充に取り組む。

★現在

- DPI日本会議事務局長
- 日本障害フォーラム（JDF）幹事会議長
- 内閣府障害者政策委員会委員
- 国土交通省移動等円滑化評価会議委員

DPI日本会議
Disabled Peoples' International

- 1981年 DPI結成。国際NGO。120ヶ国に国内組織。
- 1986年 DPI日本会議結成。全国92団体が加盟

①障害当事者の運動
「われら自身の声」
②障害の種別を超えて活動
（精神・知的・身体）
③障害者の権利運動
地域生活、バリアフリー
インクルーシブ教育
権利擁護、雇用・労働
障害女性、国際協力
尊厳性 など

今日の内容

1. JDFの取り組み
2. 建設的対話と総括所見
3. 今後の運動

Ⅰ．日本障害フォーラム（JDF）の取り組み

国内法制度の総点検
日本の障害者施策のバージョンアップ

日本障害フォーラム（JDF）
2004年設立

1. 目的：障害者施策と障害者の権利等の推進。
2. 全国組織の13の障害者団体等で構成。

　日本身体障害者団体連合会、日本視覚障害者団体連合、全日本ろうあ連盟、日本障害者協議会、ＤＰＩ日本会議、全国手をつなぐ育成会連合会、全国脊髄損傷者連合会、全国精神保健福祉会連合会、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会、全国盲ろう者協会、全国社会福祉協議会、日本障害者リハビリテーション協会、全国「精神病」者集団

3. 委員会活動

　障害者権利条約推進委員会、障害者差別解消法等権利法制推進委員会、企画委員会、国際委員会

JDFの取り組み

１．傍聴団の派遣

- 他国の取り組みを学び、建設的対話を視察
- 2014（韓国・NZ)、2017（カナダ）、2019（ノルウェー）

２．パラレルレポートの作成

準備会2017、特別委員会2018～

① 2019年　事前質問事項用

② 2021年　総括所見用

③ 2022年　LOI政府回答に対するJDF意見

４．事前質問事項・建設的対話

- 2019事前質問（約30名）、2022建設的対話（約70名）

５．日本政府と意見交換会

２．建設的対話と総括所見

３つのパラレルレポート作成
権利委員への働きかけ

建設的対話と総括所見の意義

- 国内法のバージョンアップのチャンス！
- 権利委員会＝国際的モニタリング機関
- 総括所見は国際的モニタリングの勧告
- 総括所見をテコに国内法のバージョンアップへ！

建設的対話（審査）のサイクル

1. 国家報告の提出
2. パラレルレポートの提出（市民社会）
3. 権利委員会から政府へ事前質問事項
4. 政府から事前質問事項の回答
5. 建設的対話（審査）
6. 総括所見（勧告）

1～6を4～6年毎に繰り返す

<u>条約の国内実施を促す</u>

第1回日本の建設的対話

日本から約100名の傍聴団　2022年8月22-23日

建設的対話

2022年8月22-23日

１．パラレポ提出は８団体

- JDF、日弁連、障害児を普通学校へ全国連等

２．ブリーフィングも８団体

- 現地６、オンライン２

３．訪問団　約１００名

- JDF約７０名、他団体、国会議員等

４．政府代表団　約３０名

- 外務省、文科省、厚労省、法務省、国交省、総務省、内閣府

総括所見の評価

- 日本の課題を的確に把握している。
- 勧告は概ねJDFのパラレポを踏まえたもの

JDFパラレルレポート
最重要課題10課題

① 手話言語の認定（1-4条）
② 障害女性（6条）
③ 法的能力の行使（12条）
④ 精神科病院の強制入院・長期入院（14条）
⑤ 個人をそのままの状態で保護すること（旧優生保護法被害）（17条）
⑥ 地域移行（19条）
⑦ インクルーシブ教育（24条）
⑧ 労働（27条）
⑨ 統計データ（31条）
⑩ 監視体制の強化・人権救済制度の不在（障害者団体の参画）（33条）

JDFパラレルレポート
重要8課題

① 社会モデル・人権モデルの転換（障害の定義、適応範囲も）（1-4条）
② 選択議定書（1-4条）
③ 障害者差別解消法の課題（5条）
④ 防災（11条）
⑤ 司法のアクセス（13条）
⑥ 虐待（16条）
⑦ 情報アクセシビリティ・コミュニケーション法の不在（21条）
⑧ 国際協力（32条）

JDFパラレポ　５条　平等及び無差

1. 差別の定義の拡大
2. 法の対象範囲の拡大
3. 合理的配慮（民間、雇用促進法での差別規定）
4. 紛争解決の仕組みと相談窓口
5. 司法・立法機関も差別禁止法制を

総括所見 ①懸念
5条 平等及び無差別

13. 委員会は、以下を懸念する。

a. 障害者差別解消法に、複合的かつ交差的な差別形態が含まれておらず、障害者の定義の範囲が限定的であること。

b. あらゆる活動分野において、合理的配慮の拒否が、障害を理由とした差別形態の一つとして認識されていないこと。

c. 障害を理由とした差別の被害者のための、利用しやすい申立て・救済の仕組みが存在しないこと。

総括所見 ②勧告
5条 平等及び無差別

14. 委員会は、一般的意見第6号（2018年）平等と無差別に則して、締約国に以下を勧告する。

a. 障害、性別、年齢、民族、宗教、ジェンダー自認、性的指向及びその他いかなる身分を理由とした、複合的かつ交差的な差別形態、及び合理的配慮の拒否を含め、本条約に合致し、障害に基づく差別を禁止するために、障害者差別解消法を見直すこと。

b. 私的及び公的領域を含むあらゆる活動分野で、全ての障害者に合理的配慮が提供されることを確保するために、必要な措置を講じること。

c. 障害を理由とした差別の被害者のために、司法及び行政手続を含む、利用しやすい効果的な仕組みを設置すること、及び被害者に包括的救済を提供すること、加害者に制裁を課すこと。

JDFパラレポ　６条　障害女性

- 委員会は締約国に対し、障害のある女性に対する複合的／交差的な差別を禁止し、防止するための条文を、障害者基本法、障害者差別解消法、ジェンダー平等をめざす男女共同参画社会基本法、パワーハラスメントを禁止する労働施策総合推進法等に設けること、さらにこれらの法律に基づき、相談のありかたや研修について計画を作成し、実施することを勧告する。

総括所見 ①懸念
6条 障害のある女子

15. 委員会は、以下を懸念する。

a. 第4次障害者基本計画のような障害に関連する法政策においてジェンダー平等を促進し、第5次男女共同参画基本計画を含め、ジェンダー平等の法政策における障害のある女性及び女児の権利を促進するための十分な措置の欠如。

b. 障害のある女性及び女児の自律的な力の育成のための、具体的措置の欠如。

総括所見 ②勧告
6条 障害のある女子

16. 一般的意見第3号（2016年）障害のある女性及び女児、及び持続可能な開発目標のターゲット5.1、5.2及び5.5を想起しつつ、委員会は、締約国に以下を勧告する。

a. ジェンダー平等政策において、平等を確保し、障害のある女性及び女児に対する複合的かつ交差的な差別形態を防止するための効果的かつ具体的な措置を採用すること、及び障害に関する法政策にジェンダーの視点を主流化すること。

b. 障害のある女性及び女児の全ての人権と基本的自由が等しく保護されることを確保すること、及びそれら措置の設計及び実施において効果的な参加を行うことを含め、障害のある女性及び女児の自律的な力を育成するための措置を講じること。

JDFパラレポ
12条　法的能力の行使

- 委員会は締約国に対し、障害者の法の前の平等を制限する法律をなくすため、民法の改正による成年後見制度の廃止と、民事訴訟法の改正による訴訟無能力条項の廃止を勧告する。

総括所見 ①懸念

12条 法律の前にひとしく認められる権利

27.委員会は、以下を懸念する。

a. 意思決定能力の評価に基づき、障害者、特に精神障害者、知的障害者の法的能力の制限を許容すること、並びに、民法の下での意思決定を代行する制度を永続することによって、障害者が法律の前にひとしく認められる権利を否定する法規定。

b. 2022年3月に閣議決定された、第二期成年後見制度利用促進基本計画

c. 2017年の障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインにおける「the best interest of a person（本人の最善の利益）」という言葉の使用。

総括所見 ②勧告

12条 法律の前にひとしく認められる権利

28.一般的意見第1号（2014年）法律の前にひとしく認められることを想起しつつ、委員会は以下を締約国に勧告する。

a. 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。

b. 必要としうる支援の水準や形態にかかわらず、全ての障害者の自律、意思及び選好を尊重する支援を受けて意思決定をする仕組みを設置すること。

JDFパラレポ

14条　精神科病院の強制入院・長期入院

- 委員会は締約国に対し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第28条及び第33条に基づく障害とその他の要件で人身の自由を剥奪する非自発的入院制度の廃止、同法第37条の障害とその他の要件に基づく行動制限の廃止に向けて法律を見直すことを勧告する。

総括所見　①懸念
14条　身体の自由及び安全

31.委員会は、以下を懸念する。

a. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により規定されている障害者の主観的又は客観的な障害又は危険性に基づく、障害者の精神科病院への非自発的入院及び非自発的治療を認める法令。

b. 入院に関して、事情を知らされた上での同意の定義が不明瞭であることも含め、障害者の事情を知らされた上での同意の権利を保護するための保障の欠如。

総括所見　②勧告
14条　身体の自由及び安全

32.委員会は、本条約第14条に関する指針（2015年）及び障害者の権利に関する特別報告者によって発出された勧告（A/HRC/40/54/Add.1）を想起し、締約国に対して、以下のことを求める。

a. 障害者の非自発的入院は、自由の剥奪となる、機能障害を理由とする差別であり、自由の剥奪に相当するものと認識し、主観的又は客観的な障害又は危険性に基づく障害者の非自発的入院による自由の剥奪を認める全ての法規定を廃止すること。

b. 主観的又は客観的な障害に基づく非合意の精神科治療を認める全ての法規定を廃止し、障害者が強制的な治療を強いられず、他の者との平等を基礎とした同一の範囲、質及び水準の保健を利用する機会を有することを確保する監視の仕組みを設置すること。

c. 障害の有無にかかわらず、全ての障害者が事情を知らされた上での自由な同意の権利を保護されるために、権利擁護、法的及びその他の必要な支援を含む保障を確保すること。

JDFパラレポ
17条　旧優生保護法被害関係

- 委員会は締約国に対し、本人の知らない間に手術を受けさせられた者や意思疎通に支援や手話言語通訳が必要な者などを配慮し、一時金の申請方法について障害者団体の代表も含めた検討を行い、かつ、申請期間を延期する措置を行うことを勧告する。

総括所見　①懸念
17条　旧優生保護法被害

37.委員会は、以下を懸念をもって注目する。

a. 旧優生保護法（1948年～1996年）に基づく優生手術等を受けた者に対する**一時金の支給等に関する法律**で提示された補償制度は、本人の同意なしに優生手術の対象となった障害者に対して**低額補償を設けている**が、障害のある被害者への情報を利用する機会のための支援を省いており、**申請期間を5年**としている。

b. 障害のある女性及び女児が、事情を知らされた上での自由な同意なく実施された**避妊手術、子宮摘出及び中絶の報告**。

総括所見　②勧告
17条　旧優生保護法被害

38.委員会は、締約国に以下を勧告する。

a. 全ての被害者が明示的に謝罪され適当に補償されるよう、申請期限を制限せず、情報を利用する機会を確保するための補助的及び代替的な意思疎通の手段とともに、全ての事例の特定と、支援の提供を含む各個人全てに適当な補償を確保するために、障害者団体との緊密な協力の上で、旧優生保護法下での優生手術の被害者のための補償制度を見直すこと。

b. 障害のある女性への子宮摘出を含む強制不妊手術及び強制的な中絶を明示的に禁止すること、強制的な医療介入が有害な慣習であるという意識を向上させること、また、障害者の事情を知らされた上での同意があらゆる医療及び手術治療の前に行われるように確保すること。

JDFパラレポ
19条　地域移行

- 委員会は締約国に対し、自立した生活および地域社会へのインクルージョンを実現するため、障害者基本法、障害者総合支援法と精神保健福祉法に「地域で生活する権利」と「地域移行」を明記し、重点的な予算配分措置を伴った政策として実施することを勧告する。

総括所見　①懸念
19条　自立した生活及び地域生活への包容

41. 委員会は、以下を懸念をもって注目する。

a. 知的障害者、精神障害者、障害のある高齢者、身体障害者及びより多くの支援を必要とする障害者、特に地域社会の外にある施設で生活する障害者、並びに、家族及び地域生活を奪う**様々な種類の施設**における、障害のある児童の中で、特に、知的障害、精神障害もしくは感覚障害のある児童及び児童福祉法を通じた、より多くの支援を必要とする児童の**施設入所の永続**。

b. 公的及び民間の精神科病院における精神障害者及び認知症を有する者の施設入所の推進。特に、**精神障害者の期限の定めのない入院の継続**。

c. 保護者の下で、実家で生活している者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の下でグループホームのような特定の施設形態に置かれる者も含め、**障害者が居住地及びどこで誰と生活するかを選択する機会が限定的である**こと。

総括所見　①懸念
19条　自立した生活及び地域生活への包容

d. 居住施設や精神科病院にいる障害者の脱施設化及び他の者との平等を基礎とし、障害者の地域社会での自立した生活のための、自律と完全な社会的包容の権利の認識不足を含む国家戦略及び法的枠組みの欠如。

e. 利用しやすく負担しやすい費用の住居、在宅サービス、個別の支援及び地域社会におけるサービスを利用する機会を含む、障害者が地域社会で自立した生活を送るための支援の整備が不十分であること。

f. 障害の医学モデルに基づく地域社会における支援及びサービスの供与に関する評価形態。

総括所見　②勧告
19条　自立した生活及び地域生活への包容

42.自立した生活及び地域社会への包容に関する一般的意見第5号（2017年）及び脱施設化に関する指針（2022年）に関連して、委員会は締約国に以下を要請する。

a. 障害者を居住施設に入居させるための予算の割当を、他の者との平等を基礎として、障害者が地域社会で自立して生活するための整備や支援に再配分することにより、障害のある児童を含む障害者の施設入所を終わらせるために迅速な措置をとること。

b. 地域社会における精神保健支援とともにあらゆる期限の定めのない入院を終わらせるため、精神科病院に入院している精神障害者の全ての事例を見直し、事情を知らされた上での同意を確保し、自立した生活を促進すること。

c. 障害者が居住地及びどこで誰と地域社会において生活するかを選択する機会を確保し、グループホームを含む特定の生活施設で生活する義務を負わず、障害者が自分の生活について選択及び管理することを可能にすること。

総括所見　②勧告
19条　自立した生活及び地域生活への包容

d. 障害者の自律と完全な社会包容の権利の承認、及び都道府県がその実施を確保する義務を含め、障害者の施設から他の者との平等を基礎とした地域社会での自立した生活への効果的な移行を目的として、障害者団体と協議しつつ、期限のある基準、人的・技術的資源及び財源を伴う法的枠組み及び国家戦略に着手すること。

e. 独立し、利用しやすく負担しやすい費用の、いかなる集合住宅の種類にも含まれない住居、個別の支援（パーソナルアシスタント）、利用者主導の予算及び地域社会におけるサービスを利用する機会を含む、障害者の地域社会で自立して生活するための支援の整備を強化すること。

f. 障害者にとっての社会における障壁の評価及び障害者の社会参加及び包容のための支援の評価を含む、障害の人権モデルに基づいた、地域社会における支援及びサービス提供を確保するため、既存の評価形態を見直すこと。

JDFパラレポ
24条　教育

1. インクルーシブ教育推進のための方策
- データ収集、教育基本法等の法改正
2. 基礎的環境整備（アクセシビリティ）、合理的配慮
- 個に応じた支援、合理的配慮の提供
3. 手話言語と教育
4. 盲ろう者の教育権の保障
5. 高校
6. 大学

総括所見　①懸念
24条　教育

51.委員会は、以下を懸念する。

a. 医療に基づく評価を通じて、障害のある児童への分離された特別教育が永続していること。障害のある児童、特に知的障害、精神障害、又はより多くの支援を必要とする児童を、通常環境での教育を利用しにくくしていること。また、通常の学校に特別支援学級があること。

b. 障害のある児童を受け入れるには準備不足であるとの認識や実際に準備不足であることを理由に、障害のある児童が通常の学校への入学を拒否されること。また、特別学級の児童が授業時間の半分以上を通常の学級で過ごしてはならないとした、2022年に発出された政府の通知。

総括所見　①懸念
24条　教育

c. 障害のある生徒に対する合理的配慮の提供が不十分であること。

d. 通常教育の教員の障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に関する技術の欠如及び否定的な態度。

e. 聾（ろう）児童に対する手話教育、盲聾（ろう）児童に対する障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）を含め、通常の学校における、代替的及び補助的な意思疎通の様式及び手段の欠如。

f. 大学入学試験及び学習過程を含めた、高等教育における障害のある学生の障壁を扱った、国の包括的政策の欠如。

総括所見　②勧告
24条　教育

52.障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に対する権利に関する一般的意見第4号（2016年）及び持続可能な開発目標のターゲット4.5及び4(a)を想起して、委員会は以下を締約国に要請する。

a.　国の教育政策、法律及び行政上の取り決めの中で、分離特別教育を終わらせることを目的として、障害のある児童が障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）を受ける権利があることを認識すること。また、特定の目標、期間及び十分な予算を伴い、全ての障害のある生徒にあらゆる教育段階において必要とされる合理的配慮及び個別の支援が提供されることを確保するために、質の高い障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に関する国家の行動計画を採択すること。

b.　全ての障害のある児童に対して通常の学校を利用する機会を確保すること。また、通常の学校が障害のある生徒に対しての通学拒否が認められないことを確保するための「非拒否」条項及び政策を策定すること、及び特別学級に関する政府の通知を撤回すること。

c.　全ての障害のある児童に対して、個別の教育要件を満たし、障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）を確保するために合理的配慮を保障すること。

総括所見　②勧告
24条　教育

d. 通常教育の教員及び教員以外の教職員に、障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に関する研修を確保し、障害の人権モデルに関する意識を向上させること。

e. 点字、「イージーリード」、聾（ろう）児童のための手話教育等、通常の教育環境における補助的及び代替的な意思疎通様式及び手段の利用を保障し、障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）環境における聾（ろう）文化を推進し、盲聾（ろう）児童が、かかる教育を利用する機会を確保すること。

f. 大学入学試験及び学習過程を含め、高等教育における障害のある学生の障壁を扱った国の包括的政策を策定すること。

JDFパラレポ
31条　統計データ

- 委員会は締約国に対し、「持続可能な開発目標のターゲット17．18」を考慮に入れつつ次の措置をとることを勧告する。国勢調査、国民生活基礎調査、労働力調査そして学校基本調査をはじめとする基幹統計に障害に関する設問を組み込み、非障害者との比較ができる障害統計を可能にすること。

総括所見　①懸念
31条　統計及び資料の収集

65.委員会は、以下を懸念をもって留意する。

a. あらゆる活動分野を対象とする、障害者に関する包括的で分類された資料の欠如。

b. 居住型施設及び精神科病院の障害者が、実施済みの調査においては見過ごされていること。

総括所見　②勧告
31条　統計及び資料の収集

66. 障害に関するワシントングループの短い一連の質問、及び経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）の障害者の包容及び自律的な力の育成に関する政策指標を想起しつつ、委員会は締約国に、年齢、性別、機能障害の形態、必要とする支援の形態、性的指向及びジェンダー自認、社会経済的地位、民族、居住施設及び精神科病院を含む居住地といった様々な要因により分類された、あらゆる活動分野における障害者の資料収集システムを開発することを勧告する。

➡国民生活基礎調査（厚労省）、社会生活基本調査（総務省）で改善済み

JDFパラレポ

33条　監視体制の強化・人権救済制度の不在（障害者団体の参画）

- 権利条約の実施を促進し、保護し、及び監視するためのパリ原則に従った政府から独立した枠組みを早急に創設することを勧告する。
- 障害者政策委員会の独立性を高め機能的に働くことができる機関とするよう、独立した人事権・事務局体制を確立し十分な予算を確保すること、その監視の対象に立法府・司法府を加えること、障害者政策委員会の障害者委員の比率を半数以上にするとともに委員構成の多様性（障害、ジェンダー、年齢、地域、所属団体など）を確保することを勧告する。

総括所見　①懸念
33条　国内における実施及び監視

69.委員会は、以下を懸念する。

a. 締約国に人権の保護及び促進のための国内機構の地位に関する原則（パリ原則）に則した国内人権機構が存在しない。

b. 本条約に基づく監視の仕組みとして内閣府に設置された障害者政策委員会は、範囲が限られており、委員間において障害の多様性の代表性及びジェンダー衡平が不十分である。

総括所見　②勧告
33条　国内における実施及び監視

70.委員会は、締約国が、独立した監視枠組みに関する指針及びその委員会の活動への参加を考慮すること、人権の保護に関する広範な権限、及び十分な人的、技術的及び財政的資源を伴うパリ原則に完全に沿った国内人権機構を設置すること、また、その枠組みのなかで本条約の実施を監視するために、独立性、委員の障害の多様性及びジェンダー衡平の代表性を保障しながら障害者政策委員会の公的能力を強化することを勧告する。

３．今後の運動

総括所見を活用し
国内法制度のバージョンアップへ！

永岡桂子文部科学大臣
2022年9月13日記者会見

- 引き続き、勧告の趣旨を踏まえて、インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組を進めていきたい。
- 現在は多様な学びの場において行われます特別支援教育を中止することは考えてはおりません
- 通知は、特別支援学級で半分以上過ごす必要のない子供については、通常の学級に在籍を変更することを促す
- 特別支援学級の在籍者の範囲を、授業が半分以上必要な子供に限ることを目的としたもの。むしろインクルーシブを推薦するもので、勧告で撤回を求められたのは大変遺憾。

※2022年4月通知「特別支援学級に在籍する児童生徒が通常の学級で学ぶ時間を週の半分以内にとどめるよう求めた」

加藤勝信厚生労働相
2022年9月16日記者会見

- この総括所見はご承知のとおり法的拘束力を有するものではありませんが
- 障害者の希望に応じた地域生活の実現、また一層の権利擁護の確保に向けて回の総括所見の趣旨も踏まえながら、関係省庁とも連携して、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

日本国憲法98条　条約の遵守

〔憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守〕

第98条

２　日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

次回の建設的対話は2028年？

- 次回は簡略化された報告
- 2027年　事前質問事項
- 2028年2月20日までに第2、第3、第4の定期報告を合わせて提出（合併号みたいな）。
- 総括所見の勧告の実施に関する情報を含めること。
- 事前質問事項の回答も含める

DPIの今後の活動
総括所見を踏まえた行動計画の策定

１．DPI総括所見の分析と行動計画の策定

(1)総括所見の分析

(2)法制度の改正課題のリストアップ

(3)短期・中期・長期の行動計画の策定

２．DPI2030ビジョンの改定

- 総括所見を踏まえてバージョンアップ！

３．重要課題の行動計画の策定

- 地域生活、教育、権利擁護等重要課題ごとの計画
- 全国各地でタウンミーティング

➡国内法のバージョンアップに取り組もう！

国内法制度のバージョンアップを！

おまけ！　建設的対話の様子

建設的対話の様子①

１．外務省と事前打ち合わせ

- 会場狭く傍聴者入れない？
- Web日本語通訳なし？

２．ブリーフィング団体と事前打ち合わせ

- ８団体で集まり、スケジュール、持ち時間、質疑の回答条文を確認

建設的対話の様子②

３．ブリーフィング１　（8/19（金））

- 8団体ブリーフィング
- 委員からの質問

４．土曜日に質問の回答づくり

- 日本にも指令が飛んできた

５．日曜日は個別のロビーイング

６．ブリーフィング２（8/22（月））

- 委員からの質問に答える

建設的対話の様子③

７．建設的対話Ⅰ

- 現地メンバーは会場で傍聴
- 日本ではバックアップメンバーがwebテレビでチェック
- おかしい回答があれば、すぐに委員にメール送る

DPIビジョン

障害者の権利の実現を目指す運動を通して、
全ての人が希望と尊厳をもって、
ともに育ち、学び、働き、暮らせる
インクルーシブな社会を創る